

『年金生活者支援給付金 不該当通知書』

(裏面)

年金生活者支援給付金に関するお問い合わせは

『給付金専用ダイヤル』へ



0570-05-4092

●050から始まる電話でおかけになる場合は (東京) 03-5539-2216

<受付時間>

月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合、翌日以降の開所日初日は、午後7:00まで。
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

○代理人(二親等以内)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

○休日明けや通知が届いた直後は、電話が非常に混雑します。ご了承ください。

○おかけ間違いには、十分ご注意ください。

日本年金機構のホームページでは、年金生活者支援給付金に関する手続き方法などをご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

「年金生活者支援給付金」をかたる詐欺にご注意ください

日本年金機構の職員が、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号などをお聞きすることはありません。
また、手数料などの金銭を求めることもありません。

不審な電話等があった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

2212 1018 002

①年金生活者支援給付金の支給対象期間について

- 年金生活者支援給付金は、1年ごとに前年の所得等に基づき支給判定を行います。
- 今回の支給判定の結果は、令和5年9月分(10月支払)まで反映されます。このため、以下の②・③のような場合を除き、令和5年9月分(10月支払)までは年金生活者支援給付金をお受け取りいただけません。
- ※この通知書は、年金本体の支払いに関するものではありません。年金本体の支払いに影響する場合は、別途お知らせします。
- 令和4年の所得が減少等したことで、令和5年10月分(12月支払)から年金生活者支援給付金をお受け取りいただけるようになった方に対しては、請求可能な旨のお知らせを令和5年9月ごろに送付する予定です。

②所得等の要件により不該当となった皆さまへ

所得等の要件により不該当となった方でも、その後、所得額の更正が行われた場合や世帯構成が変更になった場合等はあらためて請求書をご提出いただくことで年金生活者支援給付金を受給することができます。

【所得等の要件と基準額】

○老齢(65歳以上):前年の所得額等が下表の所得基準額以下で、世帯全員が非課税

対象期間 (不該当年月日)	令和2年7月1日から 令和3年8月31日まで	令和3年9月1日から
所得基準額	879,900円	881,200円

○障害/遺族 : 4,721,000円(※)以下(単身者の場合)

※ 不該当年月日が令和3年8月31日以前の場合は、4,621,000円となります。

③年金の支給停止等により不該当となった皆さまへ

年金が全額支給停止となったこと等により不該当となった方でも、次のいずれかに該当すると、あらためて請求書をご提出いただくことで年金生活者支援給付金を受給することができます。

- ・支給停止となっていた基礎年金の支給が再開した場合
- ・支給要件となる基礎年金を受給することとなった場合
- ・障害基礎年金の等級が2級以上に該当した場合

※ 所得等の要件により、年金生活者支援給付金を受給できない場合もあります。

※右のマークは音声コードです。
目の不自由な方にご自身の給付金の支払に関する情報を音声でご案内します。



郵 便 箱

